

西宮市青少年問題協議会

「地域における青少年の居場所づくりの具体策」

意見書

平成17年3月31日

西宮市長 山田 知 様

西宮市青少年問題協議会

会長 山田 知

地域における青少年の居場所づくりの具体策について（意見具申）

平成15年6月1日付けで市長から委嘱されて以来、本市の「地域における青少年の居場所づくりの具体策」について協議した結果、次のとおり結論を得るにいたったので、地方青少年問題協議会法の規定に基づき意見具申する。

「地域における青少年の居場所づくりの具体策」

目 次

* はじめに	1 P
青少年の居場所問題に取り組む必要性	2 P
子どもたちは何を望んでいるのか	3 P
地域社会と居場所	4 P
新たな居場所の創設	5 P
提言	6 P
* あとがき	7 P

はじめに

西宮市青少年問題協議会は、平成15年4月に「メディア社会の進展と青少年施策のあり方」及び「青少年がつどえる場の提供や世代間交流ができる仕組みなど、地域における青少年健全育成のあり方」について答申いたしました。

少子・高齢化や核家族化が進み、インターネットを中心とした電子メディアが急速に進展するなど、青少年を取り巻く環境が急激に変化しています。

そのような社会情勢の中にあって、青少年が時代・社会の変化に柔軟に対応し、特有の感性やエネルギーを発揮したり、心を安らげることができ、また、多様な人々とのふれあいや社会参加を通して自己の存在感、有用感を認識できる場や機会の創出は、彼らの健やかな成長にとって、今後ますます重要性を増すものと考えます。

以下、1年以上におよび青少年の居場所について検討した結果を市民の立場から、中・高生のための「地域における青少年の居場所づくりの具体策」として提言いたします。

地域における青少年の居場所問題に取り組む必要性

思春期・青年期に該当する中・高生は、肉体的にも精神的にも大きく成長する時期であるとともに、その成長過程にあっては、独立と依存の心理的な葛藤などの変化が見られ、その変化の著しさやアンバランスさなどから、心身ともに不安定な時期でもある。

また、様々な事柄への興味・関心が広がり、興味あることには意欲を持って挑戦したり、取り組んだりする者もいるが、その反面、無関心・無気力な者もいて、後者は、学校の部活動や地域のスポーツクラブなどにも属さず、地域の行事などにも積極的に参加せず、そのエネルギーを発散させる機会を見失っている。

本来、居場所となるべき家庭にも安らぎを見出せないでいる青少年が、自由に過ごせる場も少なくなっていることに加え、携帯電話・パソコン等が普及した電子メディア社会の進展にともない、人と直接ふれあい、関わるなど、コミュニケーションをとる機会も減っている。このため、学校や家庭以外で、多様な人々とのふれあいを通して、意欲的に活動したり、心を安らげることができる機会や場所を身近な地域に創出していくことは、青少年の健やかな成長には不可欠な要素である。

また、不登校や引きこもり、ニートと呼ばれる青少年の増加などが大きな社会問題となっている今日では、子どもたちが小さい時から地域社会になじんでいく「きっかけ」となる機会を提供することも重要である。

子どもたちは何を望んでいるのか

平成15年4月の答申において、西宮市青少年問題協議会が市内の公立中学校、高等学校の生徒を対象として実施した「居場所に関するアンケート」を見ると、中学生、高校生とも4割を超える者が「学校が好き」と答え、「家庭が好き」と答えた者も中学生で7割、高校生で6割に達している。

また、自分自身が「一番落ち着くところ」として、「家」、「自分の部屋」と回答しているが、一方では、街の中にも大きな公園や自由に遊べる広場などの「くつろげるところ」を求めている。

ただ、「地域が好きですか」との問いには、「どちらともいえない」が6割を超えているように、地域が家庭と学校との単なる通過点となっており、地域に関心をもたない者も多く見受けられる。

西宮市では、阪神淡路大震災の後、若い世代を中心とした新しい市民が増加していることや、少子化、核家族化の進展なども重なり、地域での住民同士の交流が希薄となる傾向が見られる。地域住民とのつながりが薄れることは、地域の文化や歴史を学ぶ機会を減少させることになり、地域に愛着や関心を持たない市民が増加していくことにもつながっている。

このような状況を考えると、子どもたちと地域社会との関係について真剣に考え直す時期がきているのではないだろうか。

地域社会と居場所

中学生、高校生の居場所に関するアンケートをみても、彼らは主として家庭や 学校を居場所としている。これは「心の居場所」ともいえるもので、単に物理的な場所にとどまらず、家族や友人・先生等、自分自身を取り巻く人々との関係を含んだものとなっている。もし、この人間関係に問題が起きたとき、そこから立ち直る機会をできるだけ多く提供することが求められている。

以前は家族や学校の先生のように、直接青少年にかかわる人々以外に、近所の親しい大人や地域活動にかかわる多様な隣人が相談相手や話し相手となっていた。今の時代はそういった近所づきあいを始めとする地域でのコミュニケーションが希薄化する傾向にあることから、地域コミュニティー再生を兼ねた「居場所づくり」を目指す必要がある。日頃から気心の知れた人々とふれあうことができる身近な地域社会は、青少年の心の居場所になり、また、健やかな育ちの土壌ともなり得ると確信する。

新たな居場所の創設

市内には、新たにスケートボード場、モトクロス場、みやっこキッズパークなど、自由に遊ぶことができる広場が開設されるなどハード面での整備がなされている。しかしながら、市内全体を見た場合、数多く設置されている公園でも、バスケットボールやサッカー、野球などが自由にできる場所は限られており、地域的なかたよりと数量的な不足が見受けられる。

また、ソフト面でも宮水ジュニアやスポーツクラブ21などの事業が展開されるとともに、青少年関係団体などが中心となり、それぞれの地域の特色を活かした「地域まつり」など様々な行事や取り組みが展開されている。しかしながら、これらの催しや取り組みの多くが、必ずしも当事者である青少年の意見を反映したかたちで行なわれているわけではない。

新たな居場所を創設するにあたっては、質的な面から青少年のニーズに合ったものや、量的な面から居場所の空白となっている地域に創設することも重要なポイントと考えられる。このことを実現させるためには、公民館、市民館などの公共的な施設や点在する空き地などを有効に活用し、中・高生のみならず地域の全ての人々が集い、交流できる「異世代交流の場」の創設を検討する必要がある。

また、当事者である中・高生が主体者であることが認識され、彼らが参画し、彼らの願いや声が十分に反映されるような運営形態を確立することが求められている。

提言

1. 青少年が主体となった「居場所づくりの検討」

青少年の居場所づくりについては、当事者である青少年の願いや声が反映されなければならない。青少年の意見・希望などが「居場所づくり」に活かされる機会が設けられ、彼らが積極的に参画し、地域住民と協働することによって、地域の特色と青少年の願いが生かされた「青少年の居場所」が創設されることを望む。

2. 「居場所マップ」の作成

市内には、「青少年の居場所」として活用されている施設がいくつか存在するが、居場所の空白部分ともいえる地域が存在していることは明白である。

「居場所マップ」を作成し、居場所の実情を把握したうえで、青少年が管理されず、気軽にスポーツや遊びなど多様な活動ができる「居場所づくり」が推進されることを望む。

あとがき

青少年の居場所を考える時、大人が青少年を取り巻く環境に対して問題意識を持ち、青少年の健やかな成長を真に願い、青少年の自主的な行動を理解していくことが基本となる。しかし、現実には、大人たちが青少年の言動や要求を規制させてしまっているのではないだろうか。

青少年の自主性が育ち、自己実現が可能となるには、管理された場所や物を与えるだけでなく、様々な実体験により自分なりの判断力を養うことが必要である。全国各地で催されているイベントでは、若者たちがその主体となり企画・運営しているなど、若者たちの文化が現代社会に根をおろしている状況も見受けられる。

時代は、我々大人たちに若者たちの文化をもっと理解する柔軟性と寛容性を身に付けることを求めている。

地域社会や行政、学校、保護者などは、青少年の自主性が生かされ、彼らの心の居場所となり得る場や機会をできるだけ多く創っていくことを心がけて欲しいと願うものである。

西宮市青少年問題協議会委員名簿

順不同・敬称略

区分	氏名	所属団体等	任期
	山田 知	西宮市長 (会長)	平成12年11月～
市 議 会	たかはし倫恵	西宮市市議会議員	平成15年7月～
	中西 甚七	西宮市市議会議員 (退任)	平成15年7月～ 平成16年6月
	谷口 哲司	西宮市市議会議員	平成16年7月～
関 係 行 政 機 関	吉村 誠	西宮警察署 生活安全課長 (退任)	平成14年3月～ 平成16年3月
	和久 純三	西宮警察署 生活安全課長	平成16年3月～
	大西 誠二	西宮市立中学校長会 (浜甲子園中学校)	平成15年6月～
	山本 順夫	西宮市立小学校長会 (高須南小学校)	平成15年6月～
学 識 経 験 者	片山 薫	西宮市PTA協議会 副会長	平成12年6月～
	白石 大介	武庫川女子大学 教育研究所 教授	平成11年6月～
	田中 克子	西宮市地域婦人団体協議会 副理事長 (副会長)	平成11年6月～
	中尾 重保	西宮市民生・児童委員会 理事	平成15年6月～
	野田 邦子	西宮市青少年愛護協議会 副会長 (副会長)	平成15年6月～
	藤井 恵子 矢野 一江	西宮市子ども会協議会 副会長 兵庫県阪神南地域 教育推進委員	平成13年6月～ 平成15年6月～

(審議の経過)

西宮市青少年問題協議会 審議の経過

開催日	会議	審議事項等
15. 7.16	(平成15年度) 第1回 定例会	平成15年度西宮市青少年施策の説明、青少年問題協議会副会長の選出
15.11.15	副会長会	意見書、提言内容について協議
15.11.17	第2回 定例会	施設見学(みやっこキッズパーク) 意見書の基本方針、内容について協議
16. 2.13	副会長会	意見書の内容、骨子について協議
16. 2.20	第3回 定例会	意見書の基本方針について協議 提言内容「青少年の居場所づくりの具体策」
16. 4.20	副会長会	意見書の内容、骨子について協議
16. 4.26	(平成16年度) 第1回 定例会	意見書の基本方針について協議 意見書の内容、骨子について協議
16. 7.16	副会長会	意見書(素案)の検討
16. 7.26	第2回 定例会	意見書(素案)の検討
16.11.16	副会長会	意見書(素案)の検討
16.11.29	第3回 定例会	意見書(原案)の検討、
17. 2. 4	第4回 定例会	意見書(原案)の検討
17. 2.22	副会長会	意見書(原案)の検討
17. 3.23	副会長会	意見書の確定